

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日時

平成22年11月12日(金) 午後2時開会 午後3時20分閉会

2 場所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議事

「羽鳥湖高原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について

4 出席者等

- (1) 福島県環境影響評価審査会 8名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者 7名

5 議事内容

(1) 「羽鳥湖高原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について

事務局より当該方法書に対する知事意見に盛込む内容(案)について資料に基づき説明後、審議を行った。

意見及び質疑応答の要旨については、以下のとおり。

【議長】

今回の方法書は非常に不確定要素が多いものであるが、これは事務局から補足説明(風力発電事業については、電力を売ることになる電力会社との協議等が進まないと規模等が確定できないが、電力会社との協議はある程度環境影響評価の手続きが進まないと受付けてもらえないという特殊な事情がある)があったとおりやむを得ない部分もあるようだ。しかし、我々審査する側からは非常に審査がしにくいものであった。このような状況を踏まえ、審査会委員及びその他関係者の意見を反映するように、事務局が知事意見に盛込む内容(案)を取りまとめた。知事意見には必要な事項は抜けることなく盛込まなければならない。効果的な知事意見となるよう審議をお願いしたい。まず、知事意見に盛込む内容(案)の「1 総括的事項について」意見はないか。

【委員】

質問なのだが、1の(4)に「大川羽鳥県立自然公園の特別地域に該当する」とあるが、特別地域であっても事業は可能なのか。

【事務局】

特別地域内での開発ができないわけではない。

【委員】

その判断はこの審査会とは別の組織で行われるのか。

【事務局】

環境影響評価終了後、県立自然公園を所管する部署で許可申請を受付け、環境影響評価の結果等を考慮して許可するかどうかを判断することとなる。

【議長】

前回の審査会で、森林の開発に係る許可は環境影響評価の結果が出てから公益性等を勘案して判断するという話があったと思うが同じ話か。

【事務局】

前回の審査会では、国有保安林の解除に係る許可申請の話がでた。国有保安林の解除は関東森林管理局が所管しているが、やはり環境影響評価の結果等を考慮して許可するかどうか判断するとのことである。県立自然公園の許可については、県の自然保護課が所管している。

【委員】

1の(3)の後段だが、「また、準備書段階において、複数案・・・」とあるが、これは送電線のルート(A案・B案)を想定しているのだと思うが、送電線ルートは準備書段階でも決まっていないということか。

【事務局】

準備書段階までには不確定要素は減ってくると思うが、不確定のままの事項があることも想定されることから、予備的に記載している。ちなみに、事業者からは、「送電線ルートが決まるのは2011年中」と聞いているので準備書までには決まる予定である。

【委員】

風力発電機の機種もこれから決定するのだと思うが、機種選定についてはその理由も含めて準備書に記載してもらえると、審査する側はわかりやすい。

【議長】

次の、「2 環境影響評価項目及び評価の手法等について」の「(1) 大気環境について」意見はあるか。

【委員】

大気環境の評価をするには風況の調査が重要となるが、この方法書では、谷底の風況データを使用することとなっている。実際の風速等と比べれば非常に弱い地点でのデータとなるので適正に評価できるのかどうか不安がある。

【事務局】

この方法書に記載の地点以外に、事業者が風力発電の適地かどうか等を判断するための風況観測ポールを設置して調査していると聞いているので、それらのデータを含めて評価するものと理解している。

【委員】

そのことが方法書に記載されていないのはなぜか。

【事務局】

事業者に対し、現地での風況を記載するよう求めたが、方法書段階では記載で

きる十分なデータがないとのことであったので記載されていない。準備書段階では明記されることとなる予定である。

【議長】

私が意見を出した騒音に関しても、方法書段階ではこの地点で調査するとしているが、事業の規模、あるいは運行するルートが定まってくると測定する地点も新たに選定する必要が出てくる可能性も十分ある。粉じん等に関する意見についても、状況に応じて新たに選定する必要が生じることとなるかもしれないが、それについての対応は、2の(1)のアで包含されていると考える。2の(1)のウの騒音についても同様である。

【委員】

2の(1)のウ騒音については、特に荷揚げする港湾部について言っている。港湾部は環境が悪いことが多いので、それに対する配慮として意見を述べた。

【議長】

次に、「2の(2) 水環境について」意見はないか。

【委員】

1の(5)に戻ってしまうが、上水道事業及び簡易水道事業の主要な水源が存在するとある。水源は湧水のようなものであるが、風力発電機設置のためのボーリングにより、地下水脈に影響がでることが想定されることから慎重に対応してほしい。

【議長】

知事意見に「地下水脈」という言葉を入れた方が良いか。

【委員】

入れた方が良い。

【事務局】

「地下水脈の状況について調査すること」ということではなく、一般的な注意事項として「地下水脈に配慮すること」という内容で良いか。

【委員】

良い。

【事務局】

了解した。

【議長】

次の「2の(3) 土壌に係る環境について」と「(4) 動植物について」意見はあるか。

【委員】

(3)の土壌に関してだが、参考資料2のNo.40の意見の「斜面崩落防止対策」については、事業者から「排水溝設置等対策する」と回答があり、知事意見に盛り込む内容(案)に反映されている。しかし、No.66の住民等の「排水溝の設置により小動物の移動困難・・・」という意見に対しては、事業者の見解が記載されておら

ず、内容が知事意見に盛込まれていない。まず、No.66の住民等の意見に対する事業者の見解が記載されていないのはなぜか。

【事務局】

参考資料2のうち、住民等の意見に対する事業者の見解は全て記載していない。住民等の意見は、事業者が集約して県に送付されたものであるが、その住民等の意見に対する事業者見解は、条例上、準備書で明らかにすることとしている。参考として、現段階での事業者見解はもっているが公式なものではないので、今回の資料には掲載していない。

【委員】

資料の取扱いについては了解したが、2の(3)の知事意見に盛込む内容について議論したい。現地は緑の回廊に指定されているので、小動物の移動などに配慮しなければならない。本来は生態系の項目に記載すべきだとは思うが、この土壌の項目では、斜面等崩落防止にU字溝を設置するとしているのだから、そのU字溝にモグラやオサムシが落ちないように配慮するよう意見を追加してはどうか。例えば、「・・・環境の保全措置」の後に「及びその措置に係る地表性動物の行動阻害回避について」を加えれば、明確に事業者に指示できる。

【議長】

これについて、他の委員から意見はないか。

【委員】

大変良いと思う。

【議長】

事務局それで良いか。

【事務局】

了解した。

【委員】

2の(4)のイのバードストライクに関して、参考資料2のNo.69の事業者の見解で「衝突確率を予測するための基礎データとして整理する」とあるが、衝突確率は非常に大切なデータだ。事業者が衝突確率についても整理するとしていることを県民は知ることができるのか（この参考資料は公表されるのか）。

【事務局】

この資料については、今日の審査会限りとなる。

【委員】

希少動物がいたとしても衝突確率がゼロに近ければ、風力発電所の存在もある程度許容しなければならない。地球温暖化になれば希少種は全ていなくなってしまうとも言われているから、地球温暖化を防止するためにも風力発電などの再生可能エネルギーを推進しなければならないという事情になっている。少しでも風力発電機に希少種が衝突するならダメだというならば、地球は救われないことに

になってしまう。日本野鳥の会の中央本部もある程度許容しなければならないとの認識を持っているが、そこで重要となってくるのがリスク評価であり衝突確率の評価である。したがって、衝突確率については、明確に知事意見に盛込むべきである。具体的には「・・・最新の知見を踏まえ」を「・・・最新の知見を基に、」とし、以降に「衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえて・・・」を追加してほしい。

【議長】

これについて他の委員は、意見があるか。委員は了承のようだが事務局はどうか。

【事務局】

了解した。

【議長】

次に、「2の(5) 景観について」と「(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について」意見はあるか。

【委員】

記載ミスと思われるが、(6)の「航空障害標灯」とは「航空障害標識灯」のことか。

【事務局】

「航空障害灯」の誤りである。

【委員】

質問だが、(5)に「準備書においては必要に応じて立地市村以外の自治体を関係市町村として選定すること」とあるがどういう意味か。

【事務局】

条例では、事業者は対象事業により環境影響を受ける範囲であると認められる地域の市町村長（関係市町村）に方法書等を送付することになっている。今回の事業に関して事業者が関係市町村としたのは、風力発電機を設置する白河市、天栄村及び西郷村の3市村であるが、景観に関しては、評価地点として須賀川市の藤沼湖自然公園を選定している等の状況もあるので、環境影響評価の結果、そういった場所が影響を受けるということであれば、関係市町村として追加することとした意見である。

【委員】

景観については具体的にどのような影響があると言えるのか。

【事務局】

周辺の景観を壊してはいないか、圧迫感はないか等の観点から影響を評価する。

【委員】

(6)のこの航空障害灯については、住民等からは「動植物」に対する影響も懸念されるとして出されているが、自分自身もこれは重要なことだと考えている。し

かし、実際に評価するのは難しいのではないかと考えるが、これに関する知見はあるか。

【事務局】

ライトアップに対して生物がよってくる等の情報はあがるが、詳細なデータとしては持ち合わせていない。

【委員】

動物に対する影響については、現在、環境省が取りまとめを行っている「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に記載されているので、この手引きが確定すれば準備書までは間に合うこととなる。

【議長】

そもそも、この「航空障害灯」の記載は「動物への影響」を前提に記載しているのか。

【事務局】

この項目については、事務局としては、「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響として盛込んでいるが、動物への影響までは考慮していない。

動物に対する影響については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」が確定すれば、「1 総括的事項について」で述べているように、そのような最新のマニュアルにしたがって評価してもらうこととなるが、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響については、どこでも触れていないのでここで特記することとした。

【議長】

「3 その他」について、及び全体を通して意見はあるか。

【委員】

参考資料2のNo.52の事業者見解には誤りがある。「ナラ枯れはカミキリムシと線虫が原因」と記載されているが、ナラ枯れはカシノナガキクイムシとそれに共生する菌類が原因である。ナラ枯れは、樹齢50～60年になると起こるが若いナラには発生しない。昔は炭にするために20～30年で伐採していたからナラ枯れはなかった。それが燃料革命で伐採が行われなくなってから発生するようになった。昔はカシノナガキクイムシの分布は南に偏っていたが、地球温暖化で北に侵出してきたと思われるので対策は難しい。東北では最初に、山形県の酒田市でナラ枯れが起きたのだが、その時は送電線沿いの風通しのよいところを経由して分布が拡大していった。風に乗って虫が飛んでいくようだ。今回の事業で林道等が整備されて、それが風向きに沿っていればナラ枯れが広がる可能性もあるので事業者には配慮してもらいたい。防除法が難しく、日本で約2,500haの被害がでている。風力などの再生可能エネルギーによる地球温暖化防止とどちらが勝つか（勝てないとは思いますが）競争となる。特にここは、国有保安林であり県立自然公園内であることから、木を伐採して若返らそうということもできないし、そこに林道を通

して風通しをよくするとなると本当に対策が難しいと思う。

【議長】

これについて、知事意見に盛込む必要はあるか。

【委員】

準備書の内容を見て判断することで良い。

【委員】

現地を見ていないが、植生図を見るとそれなりに自然植生があるようだ。尾根部を広範囲に切るようなので、貴重な植生が残っている場合はあまり手を入れない方が良い。ナラ枯れは現地にはまだ達していないと思う。標高が1,000m近くあるのでなかなか上がってはこないと思うが、林道等の切り方を工夫しても現実的に防ぐのは難しいと思う。

【委員】

今回の議論とは関連が薄いですが、参考資料2に記載されている住民等の意見に対する事業者見解が記載されていないのはなぜか。

【事務局】

審査会委員、庁内関係各課及び関係市町村からの意見については、県が意見を集約し事業者に対し見解を求めているが、住民等の意見については、事業者が集約し県に送付することとなっている。住民等の意見に対する事業者見解は、条例上、準備書で明らかにすることとなっていることから、この資料に記載していない。

【議長】

その他意見はないか。いろいろ意見が出たようだが、これら意見を踏まえて知事意見に盛込む内容を取りまとめたいと思うが、修正文については議長の私が、事務局と相談して作成するということで良いか。

【各委員】

異議なし。

(2) 今後のスケジュール

事務局から、資料4により今後のスケジュール（事業者に対する知事意見の通知期限は、平成22年12月7日）を説明。

(3) その他

事務局から、次の審査案件となる「平太郎処分場増設計画に係る環境影響評価方法書」の審査会日程等について説明。

(4) 閉会